

国民健康保険 第三者行為による届出について

【第三者行為とは】

竹富町の国民健康保険に加入されている方が交通事故や暴力行為など、第三者（加害者）の行為によるケガの治療に保険証を使う場合は、竹富町の窓口への届出が義務づけられています。

本来、被害者に過失がない限り、加害者が医療費の全額を負担することになりますが、保険証を使うことによって、医療機関の窓口でお支払いいただく一分負担金以外の医療費（保険給付分）は医療機関から竹富町に請求がいきます。したがって、加害者側が負担すべき医療費を竹富町が一時的に立て替え、後から加害者へ請求します。

【こんな場合は必ず届出を！】

- ・交通事故にあった
- ・他人の飼い犬に噛まれた
- ・傷害事件に巻き込まれた（暴力行為等）
- ・他人の落下物に当たった
- ・飲食店などで食中毒にあった



【こんな場合は国保は使えません！】

- ・仕事中や通勤中の事故（労災保険の対象）
- ・飲酒運転・無免許運転などの不法行為による事故
- ・示談を済ませてしまった場合（※示談の前に必ず国保窓口にご連絡ください）

【届出に必要な書類】

- ・第三者行為による傷病等原因届出書
- ・事故発生状況報告書
- ・念書
- ・国民健康保険証
- ・印鑑
- ・本人確認書類（運転免許証等）

【市町村が第三者と連絡を取ります】

提出していただいた書類を基に、市町村が加害者や損害保険会社などの第三者と連絡を取り、医療費請求などの交渉を行います。